

補助金等の交付決定についての事前審査（第 2 四半期以降執行予定分）

○取組概要

進捗管理の監視対象である補助金等のうち、第 2 四半期以降に交付決定又は内定を行う 15 事業について、以下の方法により事前審査。

- ①有識者が参画する審査委員会等が審査を行う補助金等（5 事業）
当該審査委員会に、予算監視・効率化チームから審査を委任
- ②有識者が参画する審査委員会等が審査を行わない補助金等（10 事業）
予算監視・効率化チームにおいて直接審査を実施

1. 審査委員会等に審査を委任するもの（5 事業）

(1) 審査の状況

有識者が参画する審査委員会等が審査を実施する 5 事業について、当該審査委員会等に対し、予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性等の観点で踏まえ審査を実施するよう、別途、審査の委任手続きを実施済み。

審査委員会等による審査が終了した事業	・・・	1 事業
今後順次審査を実施する事業	・・・	4 事業

(2) 審査が終了した補助金等の審査結果概要（1 事業）

補助金等名	国際研究拠点形成促進事業費補助金
審査委員会等 名称	世界トップレベル研究拠点プログラム委員会
構成員	大学学長経験者4人、ノーベル賞受賞者2人、著名外国人有識者6人等 計16人
審査内容の概要	平成22年2月3日に公募を開始し、応募のあった9件の申請について、予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性を確保するため、補助の目的を踏まえた高い費用対効果について世界トップレベル研究拠点プログラム委員会において書類審査、ヒアリング審査を実施した。拠点採択決定後、同委員会は毎年の拠点形成のフォローアップを実施するとともに、中間評価を実施予定である。
交付の相手方等	応募:9法人 採択:1国立大学法人

2. 予算監視・効率化チームが直接審査を行うもの（10事業）

予算監視・効率化チームにおいては、審査対象補助金等の「交付決定の考え方」に、予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性等が確保されているかどうかについて審査を行うものとする。

（1）審査の観点

予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性

（2）審査の内容

交付決定又は内定に当たり、①相手方の選定の考え方、②審査方法、③補助金額の決定がどのように行われるか審査。

審査事項	審査対象補助金等の実施内容
<u>○相手方の選定</u> ・客観的な基準に基づき選定することとなっているか ----- ・上記に該当しない場合、恣意的に選定することとなっていないか	(a) 法律により交付対象者が定められているもの 6事業 (b) 予算により交付対象者が定められているもの 2事業 ----- (c) 補助要件を満たす者をすべて交付対象者とするもの 1事業 (d) 専門家が現地調査等を行い事業実施の緊急性等が高いと認められるものから交付対象者とするもの 1事業
<u>○審査方法</u> ・客観的な資料等により確認することとなっているか	(a) 申請者から提出された交付申請書等を精査し、事業内容、補助対象経費の妥当性を審査するもの（現地調査、ヒアリングを含む） 9事業 (b) 受給資格の認定作業に基づき交付対象者を決定するもの 1事業
<u>○補助金額の決定</u> ・客観的な基準により算定することとなっているか ----- ・上記に該当しない場合、恣意的に算定することとなっていないか	(a) 補助対象経費に補助率を乗じて算定等するもの 6事業 (b) 法令に基づき補助金額が定められているもの 1事業 ----- (c) 妥当性が確認された申請額をもって補助金額等としているもの 3事業

（3）審査結果（案）

審査対象である10事業は、交付決定等に当たり予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性等が確保されていると考えられるため、問題ないものとする。